

# 大規模災害等発生時の生徒引き渡し保護者用マニュアル

山口県立下関西高等学校

## 1 保護者への生徒引き渡しを実施するケース

- 大規模な自然災害（地震・津波等）が発生し、大きな被害が出たとき
- 不審者が学校に侵入し、実被害が出たとき
- 近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、生徒に危害が及ぶ恐れがあるとき

### ◎ 非常事態が起きたときの生徒引き渡し基準

● 地震 ※ 学校を含む地域の震度を基準とする。	震度4以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則、通学路の安全を確認し、通常下校させる。</li> <li>・ ただし、交通機関の混乱等により、保護者が帰宅困難になる場合が予測される場合、学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。</li> </ul>
	震度5弱以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>原則、保護者への引き渡しとする。</u></li> <li>・ 保護者が引き取りに来るまで、一次避難場所（学校）又は二次避難場所（戦場ヶ原）に待機させる。</li> </ul>
● 津波 ※ 学校を含む地域への発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 津波注意報</li> <li>・ 津波警報</li> <li>・ 大津波警報の発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校の立地条件を踏まえて対応する。</li> <li>・ 保護者への引き渡しについては、「地震」の基準に基づき、津波の注意報・警報解除後の被害状況等を踏まえて決定する。</li> <li>・ 原則、解除されるまで避難場所に待機させる。</li> <li>・ 原則、解除されるまでは保護者への引き渡しは行わない。</li> </ul>
● その他 （災害・二次災害）	河川氾濫、土砂災害、通学路上の建物倒壊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下校の安全確保が困難な場合は、校長判断により、生徒を学校に待機させ、原則、保護者への引き渡しとする。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校へ不審者が侵入し、実被害が発生したとき</li> <li>● 近隣地域で、凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、生徒に危害が及ぶ恐れがあるとき</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>原則、保護者への引き渡しとする。</u></li> <li>・ 保護者が引き取りに来るまで、学校に待機させる。</li> </ul>

## 2 保護者への生徒引き渡しについての連絡手段

### (1) 通信手段（携帯メール・電話）が使えるとき

→ 「保護者引き渡しを実施する場合」は、原則、学校から連絡をします。学校から、保護者あて緊急メール又は電話により連絡し、お子さんの引き取りを依頼します。また、学校のホームページにも掲載します。

### (2) いっさいの通信手段が途絶し、連絡できないとき

→ 学校に生徒を待機させ、保護者の来校を待って引き渡します。

「保護者への生徒引き渡しを実施するケース」にあるとおり、大規模な自然災害（震度5弱以上の地震等）が発生した場合は、保護者の判断で来校されるようお願いいたします。

※ 引き渡しのケース等、不明な点がありましたら、学校までお問い合わせください。なお、通信手段が使えない場合でも、状況に応じて、学校の玄関等に避難状況や引き渡し場所等を掲示するなどの対応に努めます。

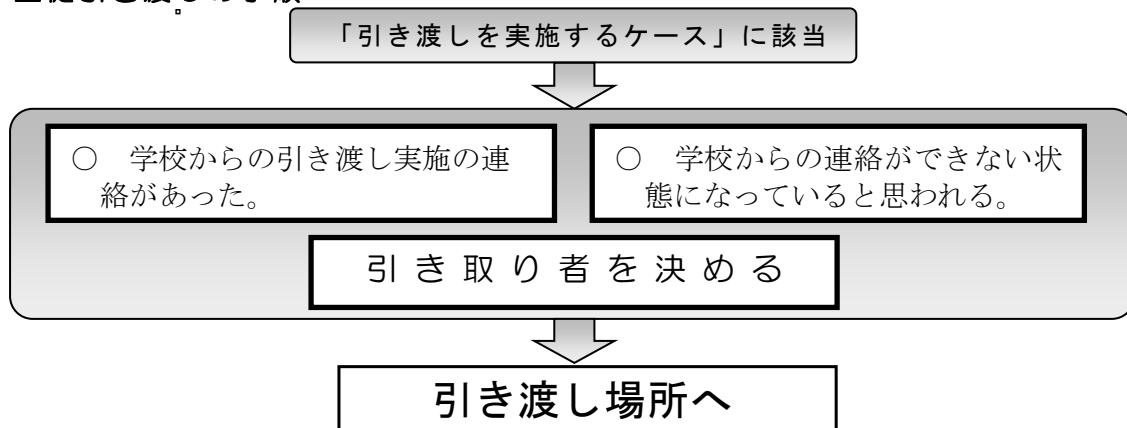
### 3 生徒引き取り者

- 円滑かつ安全な引き渡しのために、お子さんは原則として保護者に引き渡します。
- 保護者による引き取りが不可能な場合も想定されますので、親族等の保護者以外の引き取り者をあらかじめ決めておいてください。
  - ・ 保護者以外の引き取り者は、お子さんが確認できる人をお願いします。
  - ・ 保護者以外の引き取り者が生徒の自宅以外に在住の場合は、引き渡しの際に運転免許証等の身分を証明するものによる確認を行うとともに、引き取り先の住所、電話番号を聞き取ります。
  - ・ 引き取りに関して特別な事情がある場合は、事前に担任に連絡をお願いします。

### 4 生徒引き渡し場所

- (1) 大規模な自然災害（地震・津波等）が発生し、大きな被害が出たとき  
原則、学校【グラウンドまたは体育館】を引き渡し場所とします。津波被害等で学校での引き渡しが不可能と判断した場合は、二次避難場所（戦場ヶ原公園）を引き渡し場所とします。
- (2) 不審者が学校に侵入し、実害が出たとき、近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、生徒に危害が及ぶ恐れがあるとき  
原則、学校【グラウンドまたは体育館】を引き渡し場所とします。  
生徒の心理的動揺等により学校での引き渡しが望ましくないと判断した場合は、設定した引き渡し場所を連絡します。

### 5 生徒引き渡しの手順



- (1) 受付  
グラウンド（または体育館）の該当学級の受付場所に来校された順番に受付をしてください。
- (2) 引き取り者の確認  
受付の教職員に、「〇〇の母（父、親族）です。」などと教えてください。運転免許証等の身分を証明するものを提示していただき、教職員が待機しているお子さんを呼び出し、引き取り者の確認をします。
- (3) 引き渡し  
お子さんによる確認ができれば引き渡します。その際、引き取り者は学校からの連絡事項を確認するとともに、自宅以外の場所にお子さんを引き取る場合の連絡先など、学校に伝えておくべき事項を担当の教職員に伝えてください。
- (4) 次のお子さん【兄弟姉妹】の引き取り  
お子さんを連れて、次の学級の受付場所で、同様の手順でお子さんを引き取ってください。
- (5) お願い  
駐車場は、第2グラウンドとします。担当の誘導に従って駐車してください。  
生徒が落ち着いて待機し、受付順に引き渡しができるように努めますので、受付を行わずに待機場所からお子さんを連れて行かないようにお願いします。